

## ● 児童手当制度 ●

児童手当は、家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、児童を養育している方に支給されます。支給対象となる児童は、小学校修了前の児童（12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）です。ただし、前年（1月から5月分までは前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。

## ● 現況届 ●

児童手当を受給している方は、毎年6月に『現況届』を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける資格があるかを確認するためのものです。この届がないと、6月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

今年度は次の日程で『現況届』の受け付けを行います。届出の方法等は、対象者へ別途通知しますので、必ず期間内に提出してください。

【日 程】	【時 間】	【場 所】
6月10日（火）	9：00～20：00	北方支所 玄関ホール
6月11日（水）	9：00～20：00	北方支所 玄関ホール
6月12日（木）	9：00～20：00	山内支所 1階相談室
6月13日（金）	9：00～20：00	山内支所 1階相談室
6月15日（日）	9：00～17：00	本庁 1階会議室
6月16日（月）	9：00～17：00	本庁 1階会議室
6月17日（火）	9：00～17：00	本庁 1階会議室
6月18日（水）	9：00～20：00	本庁 1階会議室
6月19日（木）	9：00～17：00	本庁 1階会議室
6月20日（金）	9：00～20：00	本庁 1階会議室

## ● 支払時期 ●

児童手当は、原則として、毎年2、

6、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。武雄市の支給日は各月の15日です。※15日が休日のときはその前日となります。

【問い合わせ先】

武雄市役所	支援課	電話23-9216
山内支所	くらし課	電話45-2906
北方支所	くらし課	電話36-6020

児童手当制度及び現況届について  
ご存知ですか？

## 地域審議会公募委員を募集します

～地域審議会とは～

地域審議会とは、合併前の3市町の協議と議会の議決により、旧武雄市、旧山内町及び旧北方町の区域を単位として設置される市の付属機関です。（定員は、各審議会とも15名）

- ◆ 応募資格
  - ◇ 平成20年4月1日現在20歳以上の方
  - ◇ 本市の区域内に住所を有する方
  - ◇ 行政機関及び地方公共団体の議会の議員でない方
- ◆ 募集人員
  - 旧武雄市、旧山内町、旧北方町の各地区の審議会ごとに、男性1名、女性1名
- ◆ 任期
  - 平成20年7月27日から平成22年3月31日まで
- ◆ 開催回数
  - 年3回程度、平日昼間の開催を予定しております。
- ◆ 申し込み方法
  - 応募用紙に必要事項を記入のうえ、ご応募ください。（郵送、FAX、Eメール可）
- ◆ 応募締切
  - 平成20年6月30日（月）
- ◆ 申し込み先・問合せ先
  - 企画部 市民協働課

Eメールでの申し込みの方は、次のアドレスあてに御送信ください。  
[kyoudou@city.takeo.lg.jp](mailto:kyoudou@city.takeo.lg.jp)  
 応募用紙は、武雄市のホームページからダウンロードできます。